

## 第3期調布っ子すこやかプラン(案)に対するパブリック・コメントの実施結果

### 【パブリック・コメント手続の実施概要】

#### 1 意見募集の概要

- (1) 意見の募集期間 令和6年12月20日(金)～令和7年1月24日(金)
- (2) 周知方法 令和6年12月20日号及び令和7年1月20日市報, 市ホームページ, X及びLINE
- (3) 資料の閲覧場所 市役所3階子ども政策課, 公文書資料室, 各図書館・各公民館・各地域福祉センター, 子ども家庭支援センターすこやか, 子ども発達センター, みんなの広場(たづくり11階)市民活動支援センター(市民プラザあくろす2階), 保育所, 幼稚園, 学童クラブ, 児童館, 青少年ステーションCAPS, 調布学園, 二葉学園, 「太陽の子」(適応指導教室), 青少年交流館, 子ども・若者総合支援事業「ここあ」, プレイセンターちょうふ, プレイセンターせんがわ, 教育相談所
- (4) 意見の提出方法 氏名, 住所, 御意見を記入し, 直接又は郵送, FAX, Eメール, 意見提出フォームで市役所子ども政策課まで提出  
※資料の閲覧場所に設置する意見提出箱への提出も可

#### 2 意見募集の結果概要

- (1) 意見提出件数: 76件(内子どもからの意見41件)(41人(内子ども28人))

##### <提出意見の内訳>

- 全般に対する意見..... 1件
- 第1章「計画の概要」に対する意見..... 0件
- 第2章「ニーズ調査及び子ども・若者, 子育て当事者からの声・意見を聴く取組」に対する意見... 2件
- 第3章「子ども・若者, 子育て家庭を取り巻く状況」に対する意見..... 1件
- 第4章「計画の基本理念等」に対する意見..... 1件
- 第5章「施策の展開」に対する意見..... 68件(内子どもからの意見41件)
- 第6章「計画の推進に向けて」に対する意見..... 0件
- 第7章「資料編」に対する意見..... 1件
- その他に対する意見..... 2件

- (2) 意見の概要と意見に対する市の考え方 別紙のとおり

【意見の概要と意見に対する市の考え方】

全般

項目	No	御意見等の概要	市の考え方
全般	1	<p>全体 子どもに対して、保護対象にした視点多いプランで、子どもを一人の人権を持った一市民としての視点の政策が少なく、子どもの意見を聞きますとしている。その後の意見をどう展開していくのかがみえない。子どもの意見を聞きました。それで市、大人が子どもにとってこんな良い場所をつくりました。サー参加して下さいにならないように、大人が、市が遊ばせてあげるというのはちがう。</p> <p>調布子ども条例は、主語が市であり、市は〇〇するとしていますが、今回のこのプランでは、社会のまんなか「こどもまんなか社会」と言う政策プランを重視し、統計やアンケートを取って策定していますが、もっと子どもと共に考え、作ってほしい。まだまだ、子どもに対して、保護対象にした視点多いプランです。子どもの居場所は、子どもに聞き、子どもを育てる人たちと市民と共に市が一緒に作り上げるプラン。事業プランであることを期待します。</p>	<p>子どもを一人の人権を持った一市民として意見を聴き、政策等への反映について検討していくことは重要であると考えています。本プラン及び本プランの基本理念とする調布市子ども条例に基づき、子どもの人権や意見を尊重し、子どもに関わる施策や取組について子どもや子育て家庭等と共に進めていけるよう努めて参ります。</p>

第2章 ニーズ調査及び子ども・若者、子育て当事者からの声・意見を聴く取組

項目	No	御意見等の概要	市の考え方
ニーズ調査	2	<p>ニーズ調査も学校単位でアンケート方式などでやればもっと多くの意見が聞けると思います。</p>	<p>ニーズ調査について、今後、より多くの意見を聴けるように学校単位でアンケート方式なども検討して参ります。</p>
子ども・若者、子育て当事者からの声・意見を聴く取組	3	<p>大阪府の事例のように、児童や若者から直接声を拾う窓口として、LINEなどのSNSを活用した相談窓口や広報チャネルの設置もご検討頂けると幸いです。</p>	<p>「第2章 ニーズ調査及び子ども・若者、子育て当事者からの声・意見を聴く取組」に記載のとおり「どうしたら、自分の意見を言いやすくなるか」の質問に対して、意見を言いやすくなる取組として、タブレットやパソコンなどデジタルを活用した方法や学校、児童館などに意見を言える箱を置くなど身近なところでできる方法などの回答が多くありました。</p> <p>子ども・若者の声・意見を聴くにあたり、LINEなどのSNSの活用を含め様々な方法により実施していくことが重要であると考えております。</p>

第3章 子ども・若者、子育て家庭を取り巻く状況

項目	No	御意見等の概要	市の考え方
年齢3区分別将来推計人口について	4	<p>年齢3区分別将来推計人口において、「第3期調布っ子すこやかプランの計画期間における将来人口は増加すると推計されていますが、0～14歳の年少人口は減少傾向で推移すると見込まれます。」とありますが、中長期的には減少傾向であることは間違いなくと思っておりますが、2023年の農地法改正を契機とした遊休農地の宅地開発が調布市内でも目に見えて増加していると思慮しており、その結果、子育て世帯の流入によって一時的ではあるものの増加する時期が訪れる可能性もあるものと考えられます。減少傾向を前提としつつも、横ばいや増加に転じた場合も想定しつつ柔軟に対応できる計画をご検討頂けると幸いです。</p>	<p>「第6章 計画の推進に向けて」に記載のとおり、各年度において、計画に基づく施策の実施状況等について点検・評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施していきます。</p> <p>また、計画期間中においても、国や東京都の動向、市の現況や計画に基づく施策の実施状況等により、計画の見直しが必要な場合には、計画期間の中間年を目安として、計画の見直しを行います。</p>

第4章 計画の基本理念等

項目	No	御意見等の概要	市の考え方
計画の基本理念	5	健康寿命の延伸は子どもからの健康リテラシー教育が重要と考えます。生涯の健康のは子ども時代の生活習慣から始まる事の理念は考えられませんか。	本プランの基本理念は、第1期～第2期調布っ子すこやかプランから継続して「調布市子ども条例」が目指す基本理念に準じて定めており、子どもが夢を持って健やかに育てるように、本条例第5条では、「子どもの心身の健康の保持増進を図るため、健康診断及び健康教育の充実を図るものとする」としており、御意見の趣旨を包含していると考えています。

第5章 施策の展開

項目	No	御意見等の概要	市の考え方
基本施策1-1 子ども・若者が権利の主体であることの共有・意見の表明・参加の促進	6	<p>1-1-7 将来の有権者理解の促進（選挙管理委員会）                      将来有権者となる子どもたちの自由意志に基づく選挙候補者の選択や実際の投票方法、選挙運動などの理解、主権者教育として、身近なテーマを基に選挙について学ぶ機会づくり等を行います。                      ○ 選挙出前授業・模擬選挙の実施                      ○ 調布市明るい選挙啓発書道展の実施                      P77</p> <p>1-1-4 意見発表の機会づくり（社会教育課）                      小学生に自由で夢のある意見発表の機会を提供するとともに、活動を通して、まちづくりへの参加意識の向上を図ります。                      ○ 調布っ子“夢”発表会</p> <p>付け加える。                      ○中学生、高校生のよる子ども会議を開き、まちづくりへの参加（市長と市議会議員に対して意見をのいう、意識の向上でなく、参加）</p>	御意見にあります中学生、高校生による子ども会議を開き、まちづくりへの参加については「1-1-5 子ども・若者や子育て当事者の参画の機会づくり」における調布っ子ミーティングや調布市ユースミーティングの開催検討において記載しています。
基本施策1-1 子ども・若者が権利の主体であることの共有・意見の表明・参加の促進	7	<p>基本施策1-1子ども・若者が権利の主体であることの共有・意見の表明・参加の促進では、子どもの権利に関する認知状況について、「知っている」が5割に満たない状況とありますが、そこに対しての具体的な施策が見えません。子どもの権利を守るため必要な仕組みを聞いているアンケートでは学校で教えて欲しい、子供が意見を言える仕組みや、困ったことを伝える手助けを求める声が多くあります。                      そのためには、小金井市など他の自治体で設置されている子どもオンブズを調布市でも導入し、子どもの権利に立って子どもの困りごとを聞き、その解決を子どもの気持ちを大事にして解決する仕組みを作っていただきたいと思います。小金井市では子どもの権利に精通した弁護士などが子どもオンブズとなって、学校で子どもの権利について子どもたちにわかりやすく説明し、子どもの声を聞いているそうです。</p>	<p>子どもの権利の周知の具体的な施策について、「1-1-1 調布市子ども条例や子どもの権利の普及啓発」で記載しており、家庭や学校、地域、行政などにおいて、子どもの権利や意見を大事にする大人を増やし、意見が言いやすい環境づくりの大切さを伝えていきます。                      また、弱い立場である子どもの人権侵害を救済する相談機関として、「1-1-6 人権に関する相談・教育・啓発の推進」を含め、市は様々な窓口を設けて、子どもが自ら相談しやすい体制を従来から整備しているとともに、人権擁護委員等と連携し、学校の子どもへの人権教育の推進に努めていきます。</p>
基本施策 1-2 子ども・若者の健やかな育成	8	<p>小学校で給食がない日は学童で給食を出してほしいです。冷蔵庫もレンジもない中お弁当は食中毒の危険が高く、冬は冷たいお弁当を食べているのかと心配です。お金は1食600円くらいなら問題なく自分で払います。</p>	<p>学童クラブでの給食提供については、調理施設を備えていないため、現時点での実施は難しいと考えておりますが、夏季休業期間中の食事（弁当）提供については、今後の実施に向けた検討をしております。</p>

<p>基本施策 1-2 子ども・若者の健やかな育成</p>	<p>9</p>	<p>食育の推進として学校給食の完全米飯化と和食文化の教育はできないでしょうか。</p>	<p>市の学校給食においては、文部科学省が週3回以上を目標として掲げる米飯給食を、現在、各校週3回から4回実施しています。そうした中で、米飯以外の主食となるパンや麺等の提供は、栄養摂取以外にも、様々な食事や献立に対する知識の習得や食の楽しさを学ぶことにつながり、食育を推進する観点からも重要な役割を果たしています。また、毎年11月の和食の日にちなんだ給食の献立を市内小中学校で提供する等、和食文化の学びにつながる取組を継続していくよう努めて参ります。その他、郷土料理や伝統料理、行事食を含め和食文化の継承はとても大切な食育の推進のひとつと考えます。本プラン記載の「1-2-13 食育の推進」や「調布市みんなの健康・食育プラン（第4次）」に基づき学校給食に限らず、市全体としての取組を進めていきます。</p>
<p>基本施策 1-2 子ども・若者の健やかな育成</p>	<p>10</p>	<p>基本施策1-2について、上ノ原小学校におけるPTA改革や「Hi」アプリの導入は、非常に優れた事例だと考えております。「子育ての不安や悩み」に関するアンケート結果では、16.3%の方が「PTAなどの負担が大きい」と回答しており、共働き世帯が現状8割を超え、平日や休日を問わず時間を捻出することが困難となる中で、PTAに関する悩みは今後さらに増えることが予想されます。上ノ原小学校のように、オンライン会議や柔軟なボランティア募集などICTを活用して効率化を図ることは、PTAを維持するために欠かせない対策であると考えており、行政としても可能な範囲で、この事例のようなPTA改革を積極的に推進するための支援策を計画に盛り込んでいただくと、PTA参加者としても動きやすく有り難いです。</p>	<p>共働き世帯の増加等を背景に、令和5年度に実施した「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」において、「子育てでの不安や悩み」について、小学生の保護者では、「学校の保護者会やPTA等の負担が大きい」との回答が16.3%であったこと、また、PTAを運営している保護者の負担軽減を目的に、アプリやオンラインを活用するなど、各学校の状況に応じた取り組みがあることを認識しています。各学校の状況に応じ、それぞれの学校とPTAで決めているものであると認識していますので、本プランに支援策等の記載はしていませんが、「基本施策 1-2 子ども・若者の健やかな育成」に基づき、子ども・若者の健やかな育成に努めて参ります。</p>
<p>基本施策1-3 健やかな成長のための居場所づくり</p>	<p>11</p>	<p>基本施策1-3 居場所作りについて 小学生の居場所について 1年生でも早いタイミングから5時間授業が始まり、習い事にもたくさん通っている児童が多い現状で、放課後の自由な子どもたちの時間は少なくなっている。調布っ子アンケートの普段過ごす場所の調査でも、子どもたちは自宅もしくは自宅の近くで過ごしたいと考えていると読み取ることができる。自宅に次いで公園外が多いこと、習い事と続き、屋根のある雨の日の居場所の意見もあることから、子どもの居場所は自宅の近くにあることが望ましい。 児童館が、20小学校区に11館しかないことを考えると、放課後の居場所調査において、児童館の利用者は前回調査より3ポイント近く減っているが、あそびバの利用は3ポイント近く増えているのも理解できる。小学校の余裕教室の増加は今後5年間では望めない中、あそびバの教室数を増やすことはむずかしく、さらに、現在のあそびバの利用者が低学年を中心としたものであることを鑑みれば、新たな居場所の創設は学校の中は現実的ではない。この時代に、児童館を新設することももっと現実的ではない。とするならば、保育園、幼稚園、公民館、ふれあいの家や集会所などのタイムシェア等も視野にいれ、市や地域の持つ様々なリソースの活用して、小学生の生活圏を考慮して、すべての小学校区に子どもの居場所を作っていただきたい。</p>	<p>子どもの居場所づくりについて、「基本施策1-3 健やかな成長のための居場所づくり」に記載のとおり、すべての子どもが安全で安心して過ごせる居場所を持ちながら、多様な体験活動や外遊びに接する機会を持ち、健やかな成長やウェルビーイングの向上に資するよう、子どもの声を聴き、視点に立ち、官民の連携・協働等のもと、「ふやす・つなぐ・みがく・ふりかえる」の4つの視点を持った居場所づくりをしていく必要があると考えています。市や地域の持つ様々なリソースを活用して子どもの居場所づくりを進めていくことは重要と考えており、市や地域における既存の居場所や地域の居場所を運営する団体や新たに居場所づくりを始めたい人・団体等とも協力して居場所づくりが進められるように努めて参ります。</p>

<p>基本施策1-3 健やかな成長のための居場所づくり</p>	<p>12</p>	<p>基本施策1-3 居場所作りについて          中高生に特化した居場所について          ここあのような居場所+学習支援スペースについても、CAPSのような設備の整った中高生専用スペースについても、それぞれに市内に1か所では少ない。          CAPSは、西の端に位置することから、東側へのニーズは以前からある。また、ここあは、支援が必要な家庭が利用する事業で、一般的に利用できる施設ではない。          中高生が求めているのは、音楽やダンスが練習できる場所、おしゃべりできる場所、運動ができる場所など様々であるゆえに、現在の児童館での設備では物足りない。また、児童館は静かな勉強もできる場所としての活用は難しい。加えて、市内に自習できる場所自体がとても少ないことから、中学生が、ファーストフード店等で自習している姿を見かけることもあり、自習スペースについても一定のニーズがあると考える。居場所かつ自習スペースとして活用できる施設を早急に開設してほしい。</p>	<p>東部地域における中高生向け施設についてニーズがあることは認識しており、重要な施策であると考えます。          市では、児童館における中高生事業の強化に取り組む一方で、東部地域への中高生専用スペースのある施設整備については、つつじヶ丘児童館及び神代出張所の建替整備に合わせ、検討を進めて参ります。</p>
<p>基本施策1-3 健やかな成長のための居場所づくり、基本施策1-4 多様な学び・遊び・体験活動の充実</p>	<p>13</p>	<p>P36に以下の記載文章にあるが、          「こどもの居場所づくりにおける基本的な視点」を、として多様なこどもの居場所がつけられる。          ・学校や児童館、公民館など既存の地域資源を柔軟に活用して居場所づくりを進めると記載されているが、          このプランにおいてP89          1-3-11 社会教育施設における居場所づくり（社会教育課、図書館、東部公民館、西部公民館、北部公民館）社会教育施設における乳幼児と保護者、小学生から高校生の同世代相互及び世代を超えた交流や学習などの場、読書、調べ学習の場、楽しく安心して学べるよう地域交流や仲間づくり文化活動などの場を提供します。          ○ 青少年交流館の運営          ○ 図書館の運営          ○ 各公民館の運営          の項目だけで、運営とは？ どういう意味？ どういう事業をどう展開していくのかわからない。          今現在、社会教育施設では、いろいろな子ども向け、子育てについて事業を実施している。          このプランに具体的な項目として入らないのか？          社会教育課の事業は掲載されているが、公民館の以下の事業等を実施している。          ○各公民館では、年間事業として「青少年教育」として、様々な体験教室を実施また「家庭教育講座」として保育士が幼児を預かり保育をし、親等に学んでもらっている。          「空き教室」を夏休み期間に開放をしている。          また、子育てサークルとして公民館で活動をしている。地域連携事業として、学校や児童館、地域団体とも一緒に地域の子どもたちに向けに事業もしている。このことが、このプランのどこにも具体的な項目として記載されていない。          福祉的な視点の項目でなく、記載してほしい。          基本施策 1-4 多様な学び・遊び・体験活動の充実の中にでも項目を作り入れてほしい。          P78          1-1-5 子ども・若者や子育て当事者の参画の機会づくり（子ども政策課、社会教育課、図書館）子どもや若者、子育て当事者が市の子育て施策等への参画や意見を表明しやすい環境づくりに努めます。          公民館で学び、そのことからサークルをつくり保育園や学校に読み聞かせに行ったりしている          また、子育てサークルとして公民館で活動をしている。</p>	<p>「1-3-11 社会教育施設における居場所づくり」に社会教育施設で実施している具体的取組を記載しました。          また、「1-4-1 地域における子育て支援活動の支援」に「○ 公民館における子育てサークル活動の支援」を記載しました。</p>

基本施策1-3 健やかな成長のための居場所づくり	14	今後、子どもの人口が減少し小中学校の統廃合で空き地ができればスポーツ施設を増やしてほしい。	学校の統廃合による空き地利用については、現時点における「調布市公共施設マネジメント計画」では、令和28年度までの間において学校の統廃合の計画はありませんが、今後、学校の統廃合や学校を含む公共施設の複合化等により跡地が生じた場合の活用方法として、いただきました御意見も今後の市政の参考とさせていただきます。 また、市内には多くのスポーツ施設があり、年間100万人以上の方に利用されています。 引き続き、誰もがスポーツに取り組める場の確保・充実に取り組み、スポーツ環境の充実を図って参ります。
基本施策2-1 子どもと保護者の疾病予防・健康支援	15	私は防煙授業のボランティアを行っていますが、ときおり全身タバコ臭い児童がいることがあり、虐待の可能性含め危機感をもっています。虐待を行う親の多くが喫煙者でもあり、健やかな子どもの成長には、親・子ども双方の喫煙対策が欠かせません。そうした点で、当該プランに、妊産婦の喫煙対策や、子どもへの喫煙防止の啓発について言及されているのは、大変良いことだと思います。妊産婦の喫煙対策については、岐阜県郡上市が大学との協働により極めて先進的な取り組みを行い、成果も出しているのです。ぜひ岐阜県郡上市にアプローチして、そのノウハウを得て調布市でも実践いただけたらと思います。	いただいた御意見を参考に、喫煙による子ども、妊婦及び胎児への影響に留意しながら、「基本施策2-1 子どもと保護者の疾病予防・健康支援」に基づく取組を進めて参ります。
基本施策2-1 子どもと保護者の疾病予防・健康支援	16	子どもの家庭内での受動喫煙は虐待と考えられます、何か対策はできないでしょうか。	受動喫煙防止対策は、全ての市民の健康等を守る観点から重要な課題の一つであると認識しています。 引き続き、全庁的な取組として、調布市医師会等の関係機関・団体等と連携しながら、「調布市民健康づくりプラン」及び「調布市受動喫煙防止条例」に基づき、禁煙及び受動喫煙防止に向けた啓発・支援等に取り組むとともに、喫煙による子ども、妊婦及び胎児への影響に留意しながら、「基本施策2-1 子どもと保護者の疾病予防・健康支援」に基づく取組を進めて参ります。
基本施策2-2 妊娠前から子育て期にわたる包括的な支援	17	切れ目ない一体的相談支援体制づくりでは在宅の医療的ケア児・健診事業の充実・発達支援・引きこもりなど外出できない子どもたちの健康状態も考慮してほしいです。	切れ目ない一体的相談支援体制づくりでは在宅の医療的ケア児・健診事業の充実・発達支援・引きこもりなど外出できない子どもたちの健康状態も考慮することは重要な課題の一つです。 これらのニーズに答えるために、関係機関との連携に努め、包括的な支援体制を整えて参ります。 また、一人ひとりにより専門的な知識の習得に努め、安心して生活していけるよう支援していきます。
基本施策2-2 妊娠前から子育て期にわたる包括的な支援	18	センター機能型児童館の設置にともない 医療保健・健康教育のつどいの場としての活用。最近の子どもたちは口腔機能が低下していたり、小児糖尿病など身体機能や健康状態が心配されます。健康寿命延伸のためこのようなセンターを活用できないでしょうか。	センター機能型児童館は、市内児童館を総合的に支える役割として設置に向けた検討を行います。 御意見につきましては、センター機能型児童館ではなく、本プランの「2-2-1 切れ目ない一体的相談支援体制づくり」に包含されていると考えています。

<p>基本施策 2-2 妊娠前から子育て期にわたる包括的な支援</p>	<p>19</p>	<p>調布市の保健センターは狭く使い勝手が悪いので改善してほしい。</p>	<p>保健センターは限られたスペースを有効活用し様々な事業を効率的に実施できるよう努めています。 今後もより利用しやすい施設の維持管理に努めて参ります。</p>
<p>基本施策 2-2 妊娠前から子育て期にわたる包括的な支援</p>	<p>20</p>	<p>DXの活用としてパーソナルヘルスレコードを活用したり・各種健診をQRコード等で申込み、紙の健診表をデジタル化し医療機関から市にデジタル報告したり、母子手帳のデジタル化など長期にわたる市民の健康データを統計調査してほしいです。</p>	<p>DXの活用に関するご意見は、市民のみなさまの健康管理の向上に寄与するものと考えております。 パーソナルヘルスレコードの活用など、長期にわたる市民の健康データを統計調査することで、地域の健康課題を明確にしていくことが期待されます。 これらの取り組みを進めるために、国や東京都の動向に注視するとともに、情報収集などに努めて参ります。</p>
<p>基本施策2-3 相談支援、学習・交流の場の充実について</p>	<p>21</p>	<p>基本施策2-3 相談支援、学習・交流の場の充実について 現状保護者のニーズの一番多い回答が「地域社会で子どもを見守り育てていく体制」であるが、保護者は施設や学校に子育てを丸投げすることをイメージしていないだろうか。 あらためて、地域は保護者が行う子育ての伴走車であるということを発信する必要がある。 保護者が子どもを真ん中にして地域とつながる、このを3つをつなぐ役割こそが、児童館の最大の役割と言えるのではないかと考える。児童館は、子育てを保護者と一緒にする場所というメッセージを保護者に伝え、孤立した子育てをつくらないことを前面に押し出すべきだと思う。孤立した子育ては子どもが乳幼児の時ばかりではない。小学生、中学生の保護者は、母親の就労率が上がっていることからわかるように、とても忙しい時間を過ごしており、なかなか地域や他の家庭との関係を築きにくい側面がある。 事業や様々なイベントへの参加をきっかけに、信頼関係を築くことで気軽の相談できる関係性を構築すること、近隣他市にはない調布の最大の特徴である11か所の児童館こそが、その中核を担うことができるのではないだろうか。そのためには、全市を横断するような大きなイベントを増やすよりも、地域ごと、近隣地域と共同の小さい規模のイベントや事業の充実こそを求められるのではないだろうか。 さらに、身近に信頼できる存在になることは、相談につながっていくと考える。相談は、他人に自分の弱い部分をさらけ出す行為なので、よほど相手を信頼しないと本当の意味での相談を引き出すことは難しい。信頼関係を結べていない相手に相談するという事は考えにくい。CAPSも含めたすべての各児童館に、専門家がいると安心である。ソーシャルワーカーや臨床心理士等の専門員を常駐させて欲しい。利用者が安心して相談できる施設であるべきと考える。様々なイベントを通じて地域の方と保護者が子育てのちょっとした悩みを共有できる、必要に応じて専門家に相談できる、地域と子ども家庭をつなぐ場所として、児童館の果たす役割は大きい。</p>	<p>児童館ガイドライン(令和6年12月3日改正)において、子育て支援の在り方として、子どもとその保護者が、自由に交流できる場を提供し、交流を促進するように配慮することや、児童館を切れ目のない地域の子育て支援の拠点として捉え、幅広い保護者の子育て支援に努めることが求められていることから、地域や関係機関と連携を図り子育てしやすい環境づくりを進めて参ります。 同じく、児童館ガイドラインには、児童館の特性として、「自由に時間を過ごし遊ぶ中で、子どものあらゆる課題に直接関わることができ、必要に応じて関係機関に橋渡しすることができること、子どもが直面している福祉的な課題に対応すること」が求められています。 利用者や児童館職員が信頼関係を築くことは、重要と考えますので、職員の専門性を高める研修の充実を図って参ります。 また、臨床心理士などの専門家の配置につきましては、児童館に求められる機能役割から、慎重な検討が必要と考えており、現状においては、子ども・若者支援地域ネットワークを活用し、専門機関と連携を強化することにより専門性を要する相談・支援につなげていきたいと考えています。</p>

<p>基本施策2-4 子育て家庭の経済的負担の軽減</p>	<p>22</p>	<p>教育無償化より、その分を減税してほしい  財源の問題も減税の方が解決しやすいのではないかと  取って配るはいい加減やめて頂きたい。  名古屋市では市民税の10%減税も公約にされている(5%は長年減税中)  また、塾代等の子育てにかかった費用を住民税から減税してほしい。  地域に支払い、将来の社会の一員として育てて貰う訳だから子育て世代が厳しいのを知っていて減税せずに社会保障費を増やし配るのはおかしい  現に、都が給食費、授業料を無料にしてくれた所で学生は大して感謝の心も持たない  逆に必死に親が稼いで払ってくれていた事を実感する方が子も頑張れる。  私にも20歳前後の甥姪が居り話しますが、将来像が見えない、自分中心の世の中に生きている為、子供を生み育てると言う考えにならない  少子化の原因は現代人の豊かな暮らしゆえの無気力これも原因ではないでしょうか  これは教育と政治の敗北だと思います。  親が文句ばかり言っている  これだけで子供の自尊心はズタボロにされます。  もっと納税者の親が楽になれるような税制度改正を</p>	<p>令和5年度に実施した子ども・子育て支援に関するニーズ調査（就学前児童の保護者・小学生の保護者）、子ども・若者支援に関するニーズ調査（中学生・高校生世代）において、「理想とする人数の子どもを育てやすくなるための課題」として「子育ての経済的負担が大きい」、「将来の教育費の負担」の回答が75%以上を占めており、子育ての経済的負担や教育費の負担軽減について重要であると考えております。  いただいた御意見の内容について、国や東京都の税制度改正の動向に注視しつつ、今後の取組の参考とさせていただきます。  また、本プランに基づき、子どもの健康増進や健やかな成長、子どもを望む方が、安心して子どもを産み育てられることができるよう子育て家庭等の生活基盤の安定に資するため、各種手当、助成等に関する諸制度について、活用促進のための制度周知や相談支援を推進し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図って参ります。</p>
<p>基本施策2-4 子育て家庭の経済的負担の軽減</p>	<p>23</p>	<p>P116 2-4-2 の医療費の助成が一番近いと思うのですが、小児のインフルエンザワクチン代の助成も検討していただきたいです。  他の自治体では行っているところも少なくないので、調布市でも是非ご検討をお願いいたします。</p>	<p>小児インフルエンザワクチンの費用助成の実施に向け、現在検討中です。</p>
<p>基本施策2-4 子育て家庭の経済的負担の軽減</p>	<p>24</p>	<p>低所得層の子供にばかり支援がされていて、中間層の子供にはなかなか支援が行き届いていない。以前のようにクーポン等子供にかかる文具や衣服に使えるようなクーポンやおこめ券を夏休み等の長期休暇期間や新学期に配って欲しい。医療費や給食費の助成は助かっていますがそれでは足りないくらいの物価高騰と賃金が上がらないのもう1人欲しくても産めない。</p>	<p>市ではこれまで、新型コロナウイルス感染症の影響を受けてきた子育て家庭に対し、生活支援や一家団らん機会の提供、新学期の準備等に向けた学びの支援につなげるため、調布っ子応援プロジェクトとしてお米、市内で使える子育て応援券、キャッシュレス決済ポイントの支給などを実施してきました。  いただいた御意見は今後の子育て支援施策の参考とさせていただきます。</p>

基本施策 3-2 地域子ども・子育て支援事業サービス提供体制の確保・充実

25

基本施策3-2 地域子ども・子育て支援事業サービス提供体制の確保・充実

放課後児童健全育成事業施策について

就学児の人口が減少傾向に転じたとはいえ、しばらくの間は学童クラブの入所希望者は増え続け、5か年の中で大幅な減少は望めない。全体としては、R8年をピークに減少に向かうような想定であるが、果たしてどうだろうか。これまでの計画でも児童は減少すると計画してきたが、その通りに減少に転じたことはなく、また仮に全体としては減少したとしても、地域的に待機児童が多く発生する箇所が複数発生することは明らかであるとする。これまでの5か年で、施設を大幅に増設し、受け入れ拡大を行ってきたことについては、評価できると考えるが、そろそろ量を受け入れれば良い時代は終わりにしたいと思う。

調布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準条例では、支援の単位40名程度、子ども一人当たりの面積1.65㎡と定めている。この条例が制定されてから、10年が経過しているが、市長が特に認める「当面の間」にしては長すぎると感じている。更に、次年度から東京都では新たな認証学童保育制度を導入し、更に高い、40人、1.98㎡の高い基準を求めていく計画となっている。現在調布ではすべての施設において改善の見込みがないばかりか1施設あたりの入所児童数が増え続けている現状をどのように考えているのか但したい。

このような条例があるにもかかわらず、条例制定以降に新設された学童クラブの定員は例えば40人×2か所等ではなく、80名、100名などとなり、分割することができる施設にもなっていない。何のために条例で基準を定めたのかととても残念に思う。学童保育に入所を希望する保護者も自分の子どもを入所させたいとは思っているが、入ってしまうとどんな環境でも良いとは思っていない。我が子が日々落ち着かない環境で放課後を過ごすことを容認しているわけではない。

保護者のニーズは多様化しており、その声にこたえて学童クラブの昼食提供や、学校等の早朝開放などの施策を導入するという情報もあるが、絶対数としてどれだけのニーズがあるのか疑問である。新しいサービスを開始することを否定するわけではないが、根本的な質の改善を見通せない中で、目先のサービスだけがが増えていくことにも疑問を感じている。優先順位が違うのではないかと思わざるを得ない。

また、現在1年生の入所希望を優先するあまり、どこの地域でも学校内または学校近接の学童クラブは1年生。少し離れた場所にある学童クラブに2-3年生またはそれ以上の学年が在籍することになっている。本来、学童クラブの育成は、縦割りの人間関係の中で、子ども同士の関係性を育み、上級生を手本として育ちあっていくことがあるべき姿であるにも関わらず、ようやく1年かけて育った2年生が、3年生になる時には下級生のいない学童に移動することになり、もう一度下級生となる。また、1年生も成長の目標にすべき、憧れの3年生が不在のため目指すべき姿を見ることなく、子どもが成長する機会が奪われていると感じている。そろそろ子どもの育成に目を向けなければいけない時期に来ているのではないだろうか。

地域全体の子どもたちを地域の中で育てる視点(それは保護者のニーズでもある)で、地域ごとに複数施設がある場合においては、それぞれの施設ごとに学年の定員基準を設ける、学区内の施設の区域割りを設定し、区域外からの申請とは基準に差をつけるなどを行うべきであるとする。また、保護者の働き方も多様化している。現在の利用の基準の中で、テレワーク勤務等で子どもの帰宅時刻に自宅にいる保護者の就労基準については改訂すべきである。

あそびバ、児童館への利用を促すには説明が不十分である。ただ書面やホームページで情報を提示するだけでは、まだ小学生の生活、学童クラブでの生活が想像できないこれから入学を迎える幼児の保護者の不安を払しょくすることはできない。子どもたちの健全な放課後の生活を保障するための丁寧な説明が不可欠である。

学童クラブの入会申請者数は上昇傾向にあり、教育人口推計の予想を上回る上昇率となっております。

学童クラブの施設整備については、入会保留児童が多く発生すると想定される地域を中心に進めており、保護者の就労意欲の高まりから、量の確保が喫緊の課題と考えております。

現状においても育成の質については、職員の育成等を含め行っていますが、東京都認証学童クラブ制度の動向を踏まえた検討が必要と考えています。

平成27年度から学年延長（放課後子ども総合プラン（平成26年7月31日発出））が導入されたことにより、高学年の利用者も増えるなか、利便性の高い学校内学童クラブを中心に、1・2年生がほとんどを占める学童クラブが形成されています。

今後も、低学年の入会者数の増加は予想されることから、1・2年生が中心の学童クラブにおいても児童の主体性が育まれるよう、育成環境の在り方について検討して参ります。

また、未就学児童・保護者への対応については、児童館では子育てひろばニュースなどを活用し、あそびバでは今年度から未就学児体験会を実施するなどの対応を進めていますが、放課後の居場所事業の広報について、引き続き強化して参ります。

基本施策 3-2 地域子ども・子育て支援事業サービス提供体制の確保・充実

26

(意見1)

新しい取り組みとしての「子育て世帯訪問支援事業」に期待します。なお、実施に当たっては、その他の支援事業(産後ケア事業、養育支援事業など)やその他の関係機関(保育園、学校など)とも情報共有など緊密に連携し、本来、支援対象者になるべき者が取り残されることの無いようにご配慮いただくようお願いいたします。

(意見1の説明)

本事業について、子ども家庭庁の実施のガイドラインでは、その目的を「家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐこと」とし、その狙いとして、「近年、児童虐待の相談対応件数が増加傾向にある中、児童虐待の防止等を図り、児童の健全な育成を図る上では、養育環境が深刻な状況となる前に、幅広い子育て世帯を対象として、児童が育つ家庭環境・養育環境に係る支援を提供するとともに、子育て世帯の養育環境等を把握し、支援の必要性が高い者を適切な支援につなぐことが求められる」としています。そして、本事業の対象者については、「児童や保護者等からの相談や、こども家庭センターをはじめとした庁内の関係部署及び関係機関からの情報提供・相談等から、支援につながる考えられ、要保護児童や要支援児童の保護者、特定妊婦に加え、要支援児童等には当てはまらないものの、心身の不調がある保護者や妊婦、妊娠・出産・子育てに対する不安や負担を抱え、日常生活を営むことに支障が生じている者など、支援を行わなかった場合に要支援児童等に該当するおそれのある児童の保護者や妊婦も含まれる」としています。

こうしたこども家庭庁の方針は、フィンランドのネウボラを参考に、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を行うことを目的として全国での設置が努力義務化された「子育て世代包括支援センター」を、よりネウボラの理念や思想に近づけたものと受け止めています。なぜならば、このネウボラは、妊娠から出産・子育てにおいて、全ての母親と子どもを支援する仕組みで、かかりつけの専門職(保健師・助産師等)が健診・相談・援助を一貫して行います。特徴としては、頻繁な健診・面接を行う(例えば、妊娠期から出産で10回、1歳まで9回、6歳まで6回)とともに、専門職が、個人面接やアウトリーチによって家族との信頼関係を構築する、アンケートなど適切なアセスメントで、専門家に繋げる(医師やセラピストなど)、保育園や関係機関との情報共有と密接な連携を行うなど、一人ひとりに継続して対応しています。(出展：北方美穂 「すべての子どもとその家族を見守るフィンランドの「ネウボラ」」ドゥーラ研究室 2015年2月、高橋睦子 「ネウボラ フィンランドの出産・子育て支援」かもがわ出版 2015年12月)

このネウボラの制度は、①リスクを早期に発見し支援を開始できることにつながる(事後対応よりも「予防」)、②母子以外の父親を含む家族全体を支援する支援することで母子の支援につなげる、③就学以降を含めた切れ目のない支援でリスクの拡大を抑える など日本の実情に照らしても有意義なシステムで、こども家庭庁のガイドラインにもこの趣旨が十分反映されていると思います。

但し、日本の場合、これをマンツーマンで実現するためには、専門職の確保が問題となりますので、支援対象者をおある程度選別した対応が必要になります。しかし、子ども家庭庁のガイドラインが指摘しているように、要支援児童などに当てはまらないが、これを放置すると大きなリスクにつながる対象者を取り残さないことが大事です。このため、ある程度支援期間が限定される、また、保健衛生など支援の側面が異なる産後ケア事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、さらには新しい取り組みとしての調布市アーリーパートナーシップ(仮称)事業(1人の担当者が妊娠中から出産後1年経過するまでサポートする制度)などとの情報の共有・引継ぎなども必要になると思われます。また、こうした事業とは別に、発達支援センターや保育園、小中学校、また、居場所など課題を抱えた児童を受け入れているNPOなどに対しても、積極的な情報共有を働きかけることが望ましいと考えます。

市では、令和6年度から子育て世帯訪問支援事業を実施しています(令和5年度以前は養育支援訪問事業の育児・家事援助として実施)。本事業は、ご本人からの相談のほか、関係部署及び関係機関からの情報提供・相談等により把握し、支援が必要であると認められた方に対して、支援を行っています。引き続き関係機関等と連携し、支援が必要な家庭が取り残されることのないよう、支援を行って参ります。

基本施策 3-2 地域子ども・子育て支援事業サービス提供体制の確保・充実

27

(意見2)

地域子ども・子育て支援事業サービス提供体制の確保・充実(基本施策 3-2)の一つとして、「(15) 児童育成支援拠点事業」が挙げられ、具体的な内容については、国や東京都の動向や市の実情を踏まえて今後検討することになっています。この事業は、「子育て世帯訪問支援事業」における支援対象者を見出す役割とその支援対象者の抱えている課題の解決を促す社会資源としての居場所の役割の両方の機能を果たすものと理解します。支援対象者の抱えている課題がひきこもりやメンタルな疾患に起因する場合は居場所の役割も重要で、社会的養護や訪問支援とは異なる重層的な支援策として捉えなおすべきではないかと考えますので、積極的な取り組みを期待します。

また、この事業が目的としている支援の対象者は、児童以外の様々な悩みや不安、困難を抱える若者たちへの支援(基本施策 4-1)にとっても有効で、児童(小中高生)から若者への切れ目ない支援の目的にも沿うため、民間のNPOなどでの取り組み事例なども参考にして幅広くご検討いただけると有難いと思います。

(意見2の説明)

この事業は、「養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る」とされています。そして、子ども家庭庁のガイドラインでは、「近年、こどもを取り巻く環境に目を転じると、児童虐待の相談対応件数の増加や不登校児童生徒の数の増加など、その環境は一層厳しさを増すとともに、こどもが直面する課題が複雑かつ複合化し、こどもの権利が侵害される事態も生じております。こうした課題やこどもの個別のニーズにきめ細かに対応した居場所をつくり、必要な支援を行うことで、こどもの権利を守り、誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援を行うことにつながる」としています。児童虐待の増加の傾向を踏まえた対策という点では、「子育て世帯訪問支援事業」とも重なるところがありますが、虐待以外にも不登校など児童が抱える課題にもウイングを拡げ、相談と居場所の両方の機能を備えるところが棲み分けのポイントと理解しています。

こうした相談と居場所の機能を備えた支援事業は、現状では全国としても数少ないと思われますが、調布市ではNPO法人「青少年の居場所 Kiitos」(通称「キートス」)が、既に15年にわたる活動実績があります。2017年には、子供と家族・若者応援団の【子供・若者育成支援部門】で内閣総理大臣賞を受賞しています。受賞の理由は、①年間を通じた食事提供を含む居場所の開室、②地域の公的機関との連携を含む個人への相談支援、③料金は無料(調布市の補助も頂きながら、多くを寄付、食材提供、多数のボランティアなど地域住民からの支援で活動)ということでした。

これまで、継続的な相談支援の対象となった利用者は子ども・若者を含めて300名を超え、短期的な通所者はそれを遥に上回ります。若者は、ひきこもりやメンタルな悩みを抱えて自立が困難な者が含まれます。

支援の内容については、子ども家庭庁のガイドライン示している①安全・安心な居場所の提供、②生活習慣の形成、③学習の支援、④食事の提供、⑤課外活動の提供、⑥学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携、⑦保護者への情報提供、相談支援、⑧送迎支援などの包括的な支援とほぼ一致します。こうした包括的な支援は、意見にも述べました通り、支援のニーズが高い社会的養護(養護施設への入所や里親への委託など)と、その次に支援ニーズが高いアウトリーチで個人や家庭に対して支援する世帯訪問事業、そして、息の長い支援が必要な子ども・若者への対応策としての居場所という、重層的な取り組みとして捉えるべきとも考えます。

なお、キートスの活動は料理や学習支援などで、調布市を中心に近隣の多数の住民のボランティアが支えています。多くはシニアの方々ですが、学習支援の場合も、マンツーマンでの教師には、元学校の先生の他、企業や官庁など組織・団体の卒業者、海外経験の豊富な人々が当たられ、不登校からの脱却を促したり、若者の学び直しの機会を与えるなど、利用者の自立にもつながっています。キートスの事例は、ただちにフォーマルな事業のモデルになるわけではありませんが、地域共生の視点からも、民間の活動をどのようにサポートできるかを含めてご検討いただければ幸いです。なお、私は、キートスの活動に8年近く関わってきましたが、この意見は個人としてのものであることをお断りさせていただきます。

「児童育成支援拠点事業」は、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童等とその家庭が抱える多様な課題に応じて、支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。御意見にあるとおり、国や東京都の動向や市の実情に加え、他自治体の様々な取り組み事例も参考に幅広く検討して参ります。また、市では、平成28年度から、困難を有する子ども・若者の社会的自立を促進することを目的として、居場所や食事提供等を行う民間団体に対して、子ども・若者居場所事業費補助金を交付しています。引き続き、社会的ニーズを捉えて、kiitosを始めとする困難を有する子ども・若者を支援する民間団体の活動を後押しできるよう取り組んで参ります。

<p>基本施策4-1 様々な悩みや不安、困難を抱える子ども・若者やその家族への支援</p>	<p>28</p>	<p>基本施策4-1について、ひきこもり、いじめ、不登校などへの支援策の立案について、「引きこもり傾向状態になった理由」のアンケート結果を引用されていますが、回答者数の少なさや「特に理由はない」「わからない」といった回答が多いことや、回答の選択項目間に相関が見られることから、さらなる深掘り調査と分析が必要と考えます。特に支援が必要な小学生や中学生の不登校児童については、行政が把握している情報があると思いますので、対象を絞った新たなアンケート調査の実施とその結果を基にした支援策の検討を進めていただければ幸いです。</p> <p>また、「子ども・若者支援に関するニーズ調査」では、悪口や仲間外れといったいじめや、それに類する行為が実態としてどの程度発生しているか、それが引きこもりの要因となっているかの調査が未実施のように見受けられます。このような実態が把握されていないままでは、いじめ防止策や引きこもり対策を立案することは困難と慮います。いじめの実態把握調査を定期的に行い、どれだけの子どもや若者がいじめやそれに類する扱いに直面しているのか、ないしは関わっている可能性があるのかを明らかにするとともに、行政として解決に向けた行動計画を立て、実施の成果を評価・可視化していただきたいと思います。</p>	<p>支援が必要な小・中学生の不登校児童・生徒については、各学校で実施している調査結果などを分析し、支援を実施していくことが重要であると考えております。</p> <p>いじめの実態把握調査についても、各学校において定期的に実施しておりますので、これらの結果を踏まえ、今後の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>また、引きこもり傾向になった背景には多様な要因があると推測され、その要因を分析することは、予防的支援の観点から有益であると考えます。御意見について、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
<p>基本施策4-1 様々な悩みや不安、困難を抱える子ども・若者やその家族への支援</p>	<p>29</p>	<p>子ども同士のトラブルがあった際のマニュアルも見直したほうが良いと思います。前にうちであったときは最終的に加害児童と被害児童を一堂に会して事情の違いを擦り合わせていましたが、それでは被害児童が加害児童に合わせると思います。</p>	<p>市立学校において、いじめや子ども同士のトラブルについては、個々の事案に応じて学校において対応しています。その際、いじめ等については、いじめ防止対策推進法に則った対応を行っております。</p> <p>また、学童クラブや児童館において、子ども同士のトラブルについては、当事者間で解決できるようになることを目標に、職員は話し合いの場に入り、相手の気持ちを汲み取ることや相手に自分の気持ちを伝えることを支援しています。</p> <p>御意見について、今後の育成支援の在り方の参考とさせていただきます。</p>
<p>基本施策4-1 様々な悩みや不安、困難を抱える子ども・若者やその家族への支援</p>	<p>30</p>	<p>学びの多様化学校（はしうち教室）について、入校するまでのハードルが高いように感じる。実際、入校すると、現状毎日通学出来ないことが認められているのに、体験登校をしっかりとこなさなければならぬというのは矛盾しているように感じる。入り口の時点で諦めてしまう親子はかなりの割合を感じる。通いたい、どこかに所属したいと思っている子の気持ちを救って欲しい。入り口が柔軟な学びの多様化学校の数自体も増えると良いと感じる。不登校の子たちにとって自宅から近い場所にあるということはとても重要であると感じる。</p> <p>また、公設民営のフリースクール、通信制中学など、より多くの選択肢・居場所の設置を切望します。</p>	<p>学びの多様化学校「はしうち教室」では、不登校の「回復期」にある子どもたちが、主体的に学校生活を送り、成功体験を積み重ねられるよう、入室前に見学・体験・面談を丁寧に行い、本人の意思を大切にしながら入室手続きを進めております。</p> <p>今後も、子どもたち一人ひとりの状況に合わせた支援を行うとともに、不登校の中学生を対象とした新たな居場所の設置検討を進めて参ります。</p>

<p>基本施策 4-2 配慮を要する子どもや子育て家庭への支援</p>	<p>31</p>	<p>基本施策4-2-8 日本語を母語としない子育て家庭等への支援</p> <p>外国にルーツがある児童生徒に対するサポートは十分とは言えないものの、学校の日本語学習に加え、子ども日本語教室が設置されており、学習支援の観点から学ぶことができる環境は整備されている。しかしながら、中学3年生の進学指導については、現在公立中学校では学校名を挙げて進路指導することはまれなこともあり、正確で広範な受験知識や情報を得ることが難しいケースがある、外国人保護者と生徒に対する支援体制があると良いと考える。</p> <p>加えて、入試から入学に至る諸手続きのサポート窓口もあると良い。とはいえ、対象となる家庭の絶対数は多くはないので、同じくコミュニケーション弱者と言える、ひとり親家庭など支援が必要な家庭等も含めたサポートできる体制ができると良い。</p> <p>また、学校においても、外国人保護者は日本人の保護者とはコミュニケーションがとりにくく、日本の学校独特ルールなどもあるため、保護者どうしのコミュニティの中で孤立しがちであり、あわせて、地域とのつながりも作りにくいことが多い。子育ての情報を求めて児童館とつながるケースもあると想像すると、地域とのつながりを作ることでできる場所としても児童館は有効なのではないだろうか。自分から市役所等に情報を取りに行くことが難しい外国人世帯に対して児童館等の存在そのものを周知したり、子育て情報やプレイセンター等のほか、地域コミュニティの情報が得られるような情報サポートが整うと良いと考える。</p>	<p>外国にルーツのある生徒の学習や生活面でのきめ細かな支援及び将来の自立に向けた支援を行っていくためには、東京都教育委員会、先進的な取組を行っている学校など関係機関との連携を計画的・継続的に進めていく必要があると考えております。</p> <p>地域との関係づくりにおいても国際交流センター等の支援団体との連携、協力、情報交換に努めて参ります。</p> <p>加えて、ひとり親家庭の相談窓口では外国籍の家庭も含め、手当の手続以外にも学校の手続や学費の助成に関する情報提供など、もらった書類が読めない、理解できないという相談に対応しています。個別に話を聞き、わかりやすく伝えながら記入の支援も行っております。</p> <p>安心して子育てができるよう支援して参ります。</p> <p>さらに、児童館ガイドラインには、『インクルージョン（包容・参加）の観点から障害のあるこどもや、社会的・文化的な困難を抱えるこども等へ必要な配慮を行うこと』が求められていることから、いただいた御意見につきましては児童館における取組の参考とさせていただきます。</p>
<p>基本施策 4-5 子ども・若者、子育て家庭への貧困対策</p>	<p>32</p>	<p>4-5-5 子どもの食の確保の支援で、民間の活動の補助が記載されていますが、民間の活動への支援だけではなく市が主体となって取り組むことが必要だと思えます。食は子どもが健康に育つうえで最も基本的な大切なものです。長期休暇中は給食が食べられないことで痩せてしまう子どもがいる状況に対して、例えば給食施設を使って食事の提供をするなど、市としてできることを真剣に検討していただくことを望みます。このプランにこの課題と、それに対して検討する方向性を記載していただきたいです。</p>	<p>食は子どもが健康に育つうえで基本的なものであると認識しております。</p> <p>現状、給食が食べられない夏休みなどの長期休業期間は、学校施設設備に係る修繕、関係法令に基づく調理機器の保守点検及び排水設備や換気扇等の清掃作業を行う必要があることから、小学校給食室を使用して昼食を提供することは大変難しい状況ではあります。</p> <p>しかしながら、貧困の状況にある子どもやひとり親家庭等を含めた経済的に困窮している方の食品アクセス確保を図るため、子ども食堂やフードバンク等を行う団体への支援を継続するとともに、今後の市政の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、学童クラブにおいて、夏季休業期間中の食事（弁当）提供の今後の実施に向けた検討をしております。</p>

項目	No	御意見等の概要	市の考え方
子ども権利条約について	33	<p>P27                      ⑤子どもの権利について、以下のデータが掲載されています。                      「子どもの権利に関する認知状況について、「知っている」の割合が5割に満たない結果でした。」とニーズ調査をしている。また今回子ども向けの概要版を作成し、周知しようとしています。</p> <p>なのに、このプランの本文に、子ども権利条約の文面が入っていないのは、どうしてでしょうか。大人が子どもの権利条約を知りわかることが、子どもの権利が守れることだと思います。子ども基本条例の基本理念は、子ども権利条約があってこそ、この調布子ども条例の基本理念も子ども権利条約のもとにいかされるものと思います。                      子ども権利条約文面(全文)をこの計画の中に、資料としてでも記載するべきではないでしょうか。</p>	<p>P79に「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）とは？」を記載していますが、子ども権利条約の条文がわかりやすいような資料及び詳細が確認できるようなQRコードについて資料編に記載いたします。</p>

その他

項目	No	御意見等の概要	市の考え方
子どもの人権・権利について	34	<p>いつもお世話になっております。</p> <p>調布っすこやかプランのパブリックコメントに応募させていただきます。</p> <p>国連の勧告を受けて、子供人権条例に日本政府や自治体が取り組んでいます。が我国には日本の教育のやり方があります。やるべきことは日本の文化伝統を愛し日本人としての誇りをもって政界に貢献できる人間を育てることです。</p> <p>人は放っておけば自然に「人間になる」ものではなく教育によって「人間にする」ものです。人格の形成期にある子供達に道徳を教え時には我慢することも教えなければならない。子供に選挙権がないのもそのためで14歳未満の行為は親が責任を取らねばならないのもそのためです。親には子供を育てる義務があることをきちんとふまえていただきたいと思います。</p> <p>「子供の権利条例」のような法律によってこれを妨げることはしないで下さい。</p> <p>尚、国連は連合国のつくったものであり日本が絶対従わなければならないものではありません。</p> <p>「国連の勧告」というより「国連のお勧め」といった方がよいのではないのでしょうか。</p> <p>以上</p>	<p>本プランは「調布市子ども条例」の基本理念を継承し、「子どもが健やかに育ち、安心して子どもを産み、育てることができるまちの実現に向け、家庭、学校等、地域、事業主及び市は、協働して取り組むものとする。」としており、家庭、学校等、地域、事業主及び市の役割の考え方について記載しています。</p> <p>また、本プランの基本的方向の一つとして、「子育ての第一義的な責任は保護者にあることを前提に、家庭、学校等、地域、企業、団体、行政がそれぞれの役割のもとで協働して「子育て」・「育て」、 「健やかな成長と自立」を「地域と共に」支える仕組みづくりを推進します。」としています。</p>
喫煙について	35	<p>子どもたちに野球やサッカーを指導する方々がスポーツ施設周辺で喫煙するのは禁止してほしい。</p>	<p>周囲に代替する喫煙所がない等の理由により、一部のスポーツ施設ではできる限りの配慮をした上で、喫煙スペースを設けていますが、受動喫煙防止対策は、全ての市民の健康等を守る観点から重要な課題の一つであると認識しています。</p> <p>引き続き、全庁的な取組として、調布市医師会等の関係機関・団体等と連携しながら、「調布市民健康づくりプラン」及び「調布市受動喫煙防止条例」に基づき、禁煙及び受動喫煙防止に向けた啓発・支援等に取り組めます。</p>

\*御意見は、原則、いただいた原文を基に掲載しています。

【子どもからの意見の概要と意見に対する市の考え方】

第5章 施策の展開

項目	No	提出された意見など	市の考え方
基本施策1-1 子ども・若者が権利の主体であること共有・意見の表明・参加の促進（子どもの権利のこと、どうしたらみんなが幸せに（楽しく）生活できるか）	1	仲良くできる権利があったらいい。	子どもが運動する機会については、子ども向けのスポーツイベント（子どもサッカー体験教室、バドミントン体験会、ジュニア陸上教室など）のほか、子どもと一緒にいろんな人が参加できるイベントをしています。 みなさんが楽しめるイベントを、これからも考え進めていきます。 また、児童館・学童クラブ・あそびバでは、やりたいことアンケートをして、みなさんの意見をきいて、遊びや活動などにいかせるようにします。
	2	運動する権利があったらいい。	みなさんの意見を大切に、みんなが仲良くでき、運動ができ、心の中があたたかくなる（ポカポカする）ような子どもと子どもを育てる家庭への取組ができるようにしていきます。
	3	好きな遊びができるといい。	
	4	手を繋ぐ→心の中がポカポカする	
基本施策1-2 子ども・若者の健やかな育成	5	隕石とか来ても大丈夫な場所があったらいい。	災害（地震や台風など）が起きた時のために、避難訓練や引き渡し訓練、避難所の開設訓練、体験等を行い、みなさんの身を守るための必要な知識と行動が身に付けられるように、安全の教育の取組を進めています。安全・安心なまちをつくるように取り組んでいます。
基本施策1-3 健やかな成長のための居場所づくり（図書館のこと）	6	図書館がもう少しほしい。ゆっくりできる場所があったらいい。	みなさんが家から歩いて図書館に行けるように、調布には11館の図書館があります。 それぞれの図書館で、いろいろなイベントや本を紹介していますので、他の図書館にも行ってください。 ゆっくりできる場所がほしいという意見については、これから、図書館をつくり直したり、新しくつくとするときの大切な意見とさせていただきます。

基本施策1-3 健やかな成長のための居場所づくり（公園や遊ぶ場所のこと）	7	公園や遊ぶ場所をつくってほしい。	<p>調布市では、公園を地域のみなさんに、安全でのびのびと遊ぶことのできる場所にしたいと考えています。</p> <p>しかし、調布市には、小さな公園が多く、大きな遊具を作ることができる公園が限られています。</p> <p>また、ボール遊びのできるコートや、大きな遊具を作るためには、近くに住んでいる人や、公園に来るみなさんが安心して使えるようにすることが必要です。</p> <p>これから、公園の近くに住んでいる人たちと話し合いながら、自然を楽しめる公園や、子どもたちからお年寄りまで、みなさんに使ってもらえるような公園を増やしていけるよう一緒に考えていきます。</p> <p>みなさんにいただいた意見は、これから公園や遊ぶ場所を作っていく中での大切な意見とさせていただきます。</p> <p>公園や遊び場について、たくさんの素敵なアイデアをいただき、ありがとうございました。</p>	
	8	高い木からとんでいけるターザンロープ		
	9	誰でもできるアスレチック		
	10	ポケモンもでてくる		
	11	バスケの練習ができるコート		
	12	木でつくった迷路		
	13	秘密基地		
	14	多摩川の川で遊びたい		
	15	夜ライトアップしてほしい		
	16	子どもが挑戦できる畑		
	17	子ども用のサスケ		
	18	穴ぼこがいっぱいある公園		
	19	水あそびができる公園		
	20	遊び道具を貸してくれる		
	21	車で回れる公園		
	22	世界で一番高い鉄棒がほしい		
	23	光るすべり台		
	24	おえかきができる		
	25	赤ちゃんもおじいちゃんも遊べるアスレチック		
	26	雨がふっても遊べる		
	27	山がある公園		
	28	いっぱい走れる広場がほしい 遊具があると走れない		
	29	誰だって入れる学童		<p>学童クラブについては、みなさんが安心して過ごせる環境づくりを進めて、やりたいことアンケートをするなど、みなさんの意見を大切にし、もっと過ごしやすい居場所となるように取り組んでいきます。</p>
	30	好きなことができる 自由		
	31	大人も入れるといい		
	32	スタッフが子どもでもいい		
	33	だれかがケンカしたら皆でやさしく止める		

<p>基本施策1-3 健全な成長のための居場所づくり（児童館のこと）</p>	34	<p>中高生の居場所づくりについてです。 西部児童館の利用時間の増加をおねがいします。 部活動のあとに西部児童館を利用することがあり、その度時間が20～10分程しか遊ばません。 そのため利用時間が増えてほしいと毎回思います。時間を増やしたら西部児童館を利用する人は増えると思いますので時間を増やしてほしいです。</p>	<p>みなさんの意見にあるとおり、児童館の遊べる利用時間を延ばしてほしいという意見が多くあることを理解しており、すべての児童館で中学生（中学生や高校生も遊べる利用時間をつくること）の強化に取り組んでいます。 今後も、みなさんの「やりたいこと」を直接聴き、利用しやすい児童館となるように取り組んでいきます。</p>
	35	<p>遊べる時間を増やしてほしい（夜7時くらいまで）</p>	
	36	<p>遊べる時間を増やしてほしい。 遊び用具を増やしてほしい。</p>	
	37	<p>夜7：30まで遊べる 遊び用具を増やしてほしい</p>	
	38	<p>遊べる時間を7時30分までにしてほしい。 差し入れがほしい。</p>	
	39	<p>私たちは放課後に楽しいことや辛いことを経験します。その中でも多くのことを経験してきたのは西部児童館で遊んでいる時間です。そんな西部児童館は、小学生のころまでは部活がなく、宿題も少なかったため満足して利用できていました。しかし、中学生になり部活が始まり、宿題も多くなったことで6時30分程までの利用時間では満足に遊ぶことが難しくなりました。そのため、青少年ステーションCAPSのように8時程まで利用時間を延ばしていただきたいです。</p>	
40	<p>あそぶ時間が少ないからもっとあそべるように時間をのばしてほしい。 たいいくかんをぞうちくしてほしい。 チャッピーという職員がいつも優しくしてくれています。</p>		
<p>基本施策2-1 子どもと保護者の疾病予防・健康支援（予防接種のこと）</p>	41	<p>予防接種がたくさんあったら病気にならない</p>	<p>予防接種は感染症がひろがるのを防ぐ効果があります。 必要な予防接種が受けやすくなるように考えていきます。 また、予防接種のほかにも健康であるかお医者さんに診てもらったり、相談にのることなど、みなさんが体も心も健康ですごせるようにしていきます。</p>

※意見は、提出されたものを基にのせています。